

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十三卷 第二號

昭和六年八月一日發行

論叢

經濟的變動の分析……………文學博士 高田 保馬
デイルタイ哲學と經濟哲學……………經濟學博士 石川 興二

時論

特別會計の整理……………法學博士 神戸 正雄
所得稅の稅率の改正……………經濟學博士 汐見 三郎

研究

農家における米の販賣……………經濟學士 谷口 吉彦
統計利用の意義と問題……………經濟學士 蛭川 虎三
東海道濱松宿に關する一考察……………經濟學士 大山 敷太郎

說苑

明治初年御用金の負擔者について……………經濟學博士 本庄 榮治郎
産米の管外移出高の季節的變動……………經濟學士 八木 芳之助
金問題批判……………經濟學士 松岡 孝兒
アンドレアデス氏「日本の人口」について……………經濟學士 宮本 又次

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁 轉 載）

東海道濱松宿に關する一考察 (下)

大山 敷 太郎

七、御役門と人馬繼立の實務

所謂「御役門」とは果して如何なる性質のものであるか。先きに述べし如く、慶長六年道中傳馬の制を定められ、當濱松宿にても從來の十王町を改めて傳馬町と呼び、その名主をして朱印改役に任せしめ、同町三十二軒のものに命じて傳馬役を勤めしめた。而してこの時の定目によるに傳馬は三十六疋とある。よつてこれを見るに、三十二軒の者にてこの三十六疋を負擔せしものである。その後元和二年に至り、新に傳馬三十九疋を増し傳馬町を擴張し家作し、御役を勤めしむべきものを増加してゐるが、その人數は明らかでない。更に又寛永十五年には傳馬二十五疋を増し、鹽町に負擔せしめて居る。而してこれを歩行役側について見れば、肴町にて最初歩行役御用を勤めしは四十九人にして、田町、旅籠町兩町と合して百二十八人とある。

今、前掲寛文八年の御役門數を見るに傳馬町七十五軒、鹽町二十五軒にして合計百軒となり、(舊)傳馬方負擔の傳馬數百疋とその數値を同じくする。鹽町の分もこれより以前負擔の傳馬數と御役門數とは一致する。而して、このことは(舊)歩行役方の一たる肴町についても同様であり、

(舊)歩行役方たる三町の御役門數を合計すれば百二十八軒となり、宛も歩行役御用を勤めし人數と一致するのである。勿論これは偶然の一致と見るべきではない。御役門とは地子免除その他の給與をうけて、宿驛における人馬繼立の負擔を有せし家々を斥すものである。而して、右は宿驛におけるある特別な緣故によつてこれを有せしものであつて、なほこの外に御役門たらざる多くの人々の存在せしことは注意を要する點であらう(後述参照)。然し乍ら、事實において御役門の人々が人馬繼立に従事せしや否やは、おのづから別箇の問題に屬する。「民間省要」の著者は寛永の頃のことを叙して『……歩行役人馬士に一年に、金一分二分もくるれば、腕をさすの男を抱へ往還の傳馬を勤め、而も人々渡世と成し事故、地子の御恩斗にても争て只御傳馬役人に成度事を願ひしぞかし』云々と述べてゐるが、所謂御役門のものがただ人馬繼立の請負をなすに過ぎずして、馬士人足を雇ひてこれを勤めしめ自らは毫も實務に携らざりしものとは考へられない。『御傳馬歩役相勤候もの共も名主、年寄、月行事之外は自身馬を引荷物を擔ひ相勤候由にて……宛然只今之助郷之如くにて』云々とは「宿馬古來々持立難澁之次第」として述べられしところであるが、恐らく眞實であらう。右に續いて元和末より寛永初年の頃、宿驛は次第に繁昌し、當時助郷といふものなかりしを以て在郷馬を雇立つること行はるるに至りたるべき旨記されてゐる。勿論この問題は、時と處とを異にするに従つて、一概に斷定し得ないであらう。時代の推移と共に、街道宿驛として發展せるものにあつては、所謂御役門たるものが、自らは別に生業を營みて商業利潤の獲得に携り、その負擔せる人馬はこれを雇上げたるべきは否定し難い。事實「御傳馬請負證文」

い。然し、御役門に對しては、種々の保護助成を見、幕府當局の相應盡力せしところなるにも拘らず、充分でなく、彼等は最初自ら特權視してこれを願ひしものの、後には却つて、永くこの責務のために惱まざるを得なかつたものが多かつたであらう。「民間省要」の著者はこれに關して、『世の變に隨て是を見れば、古しへ一萬坪の地子を御免有て百匹百人の御定法、今更所詮無きに似たる、縦令一宿に百匹百人定る傳馬役人有時は、役屋敷二百軒也、一萬坪を二百軒に割て見れば、一軒に付漸く五十坪にあたるなり、惣じて大體屋敷永五貫文内外也、……大凡如此にして見れば、夫れ永五貫文の金五兩也、今時何ぞ金五兩にして馬役一匹も可相立哉、近年諸色高直にして、武家方の馬持方に苦勞して、物の入事にて考へ知るべし、勿論馬有といふとも、馬獨り役を勤むる者にあらず、馬士といふものなければならぬなり、近年馬士一年の給分乾字金五兩かかる、且又右萬坪の御年貢高歩行共に、二百人へ割て見れば、一軒に付一年の被下もの、永廿五文にあたる事なれば、前後の宿へ一度往ば、此駄賃一駄分にも不及、斯して年々歳々、人苦み馬疲れて辛苦困窮し、往還の士に打擲に逢、ののしり賤しめられて、生涯を送る事こそ不便なれ」云々と述べ、更に「其所年來扶持に連て困窮して、退轉屋敷多き也、後には其町の役屋敷立家とも、只くれても貰ふものなし、次第に上屋敷多成程、殘る傳馬役の困窮と成」云々ともいつてゐる。以てその實情を察すべきではないか。

先に述べし如く、濱松宿には士屋敷を除き二十四ヶ町があつたが、その内六ヶ町（正徳以前は五ヶ町）を御役町とし、他の十八ヶ町は特別の場合の外は全く人馬繼立御用に關係がなかつた。のみ

6) 同書卷三、(前掲書五一三頁)
7) 同上、五二〇頁

ならず所謂御役町六ヶ町と雖も町内全部が御役門といふわけではなかつた。(最初起立當初は然りしも漸次聚住定著のものを加へ相混在するに至つたのであらう) 即ち、例之、延寶八年巡見役人に提出の書類に據れば次の如し。

一本役七十三人	家數八十二軒	庄屋問屋三人	傳馬町
一本役二十三人	家數二十九軒	庄屋二人	鹽町
二口合 一本役九十六人	家數百一十一軒	庄屋問屋五人	田町
一本役五十二人	家數百軒	庄屋三人	香町
一本役四十九人	家數九十六軒	庄屋四人	旅籠町
一本役二十七人	家數二十八軒	庄屋二人	
三口合一本役百二十八人	家數二百二十五軒	庄屋九人	
五口合本役人二百二十四人	家數合三百四十六軒	内十四軒庄屋問屋	

(註)ここに本役(或は本役人)とは勿論、前掲寛文八年の記録に御役門とあるものと同一であらう。

(註)(三町方の分兩者の數字一致、二町方の分共に二軒を減じてゐる。これ、恐らく退轉の者を生ぜしものであらう。同年の文書に「……此頃者御役町彌困窮相募、古々相勤來候十六人之庄屋共段々減少仕、都合十三人に而御用相勤」云々と見ゆる。

但し、寶曆九年の書上に據れば、爾餘の各町にもそれぞれ同じく本役家屋敷の名を以て呼ばれるものがあつた様である。試みに各町について、同年における、その然らざる家數との比較を示すならば次の如くである。

本役家屋敷 然らざるもの	本役家屋敷 然らざるもの	本役家屋敷 然らざるもの
成子坂町 一一(軒)	七軒町 一一	上新町 八
三七	七五	四一

神明町	一九	三一	板屋町	五〇	一二三	新町	六五	一〇九
早馬町	八	六一	下垂町	四一	九九	池町	一四	四三
鍛冶町	二六	六一	平田町	一四	四三	本魚町	一六	七七
大工町	四二	一〇五	利町	一八	四六	紺屋町	四七	一一四
名残町	二四	七二	清水町	七	二二	猿屋町	一三	一六

この町數十八、本役家屋敷の數四二九、更に然らざるもの一一七九を算へる。

右に擧げし十八ヶ町は濱松宿における御役町六町以外の町である(土屋敷を除く)。これ等が急なる御通行、御茶壺通行等に際して臨時的に人馬繼立の御用に任せしことは先に述べしところであるが、なほこの外橋梁修覆その他の役儀があつた。所謂本役家屋敷とはこれ等の役儀を負擔せし家々であらうと思はれる。この指定も恐らく由來するところは古いであらう。所謂御役町において御役門(又は本役)以外のものの漸増せし如く、右に掲げたる兩者敷の相違は、本役家屋敷に多少の轉はあるべしとするも、大體において、街道宿驛としての濱松宿の膨張發展を物語るべき、一資料たるに値するであらう。

八、驛制の弛緩と濱松宿疲弊の事實

徳川幕府が種々なる保護助成維持策を採りしにも拘らず、街道宿驛が次第に疲弊せざるを得なかつた事情については、嘗て、やや詳細にこれを論じたことがある¹⁾。このことは濱松宿と雖も勿論免れ得なかつた。茲にはその一端を述べ、特に、徳川時代における驛制弛緩の事實が、かなり早く到來せしものなることを指摘したいと思ふ。

1) 拙稿、「助郷と農民の生活」四、幕府の對宿驛保護助成維持策と農民の生活(本庄博士編、「日本交通史の研究」七六乃至一一五頁)

「濱松宿御役町由來記」には寛文以前の情勢として「……米穀次第に高値に相成り、夫食飼料一ケ日之入用駄賃錢と差引候得共、過分之損料相立、其上往來御用繁御通行之御方、次第に御權威甚敷、商人荷物武家にまかい、將亦御朱印過人馬多く、二條御番衆様并諸御大名諸御家中共に、一度に折重り御通行被爲成候に付、百姓耕作之障多く旁々難澁仕り」云々と述べてゐる。行文簡にしてよく諸弊を盡してゐる。寛文と云へば、かの參觀交代制度確立の年たる寛永十二年より約二十餘年の後であるが、これより以前、街道の情勢は既に右の如く、後世益々甚だしかりし諸弊を見てゐたのである。諸種の事情を綜合する時、右の叙述が何等誇張の文辭を列ねしものに非ざることとは明らかである。寛文八年（西、一六六八年）の一計算書に、次の如きものがある。

○人馬一日之夫食飼料之覺

一七十六文	荊豆四連	一七十二文	大豆一升五合
一四十文	こぬか四升	一十文	わら五把
一二文	あらぬか	一十八文	沓六足
一二十四文	薪	一六十六文	馬方飯米給分共
合三百十九文			
一濱松 ^(分) 舞坂迄、駄賃錢八十三文		一日に二度付候得者百七十文取	

右差引百四十五文損分

一同見付へ百五十八文 一日に一度付

右差引百五十七文損料

若又、濱松と見付の間にて荷物付替、舞坂迄參候節者、二百四十五文取

差引七十文損分

同様の計算は、右寛文八年より十二年後に當る延寶八年にもある。

○馬一疋に付一日之飼料覺

一七十二文	大豆一升五合	一六十文	こぬか六升
一百文	かいは五連	一十三文	あらぬかわら

○馬一疋に付一日之駄賃覺

一二十八文	薪	一三十文	沓五足
一二十六文	馬方給分	一四十五文	馬方飯米

ノ三百八十二文

一ヶ年ノ百三十六ノ四百三十六文

一二百八文 見付迄

一百十二文 舞坂迄

但、天龍ノ舞坂迄付候節は兩道にて二百二十六文

右取錢一ヶ年ノ七十五貫二百二十四文

差引六十一貫二百二十四文損分

當時同地における如上の物價を知るべき側面の史料を缺くを以て、右計算書に多少の誇張あるやも圖られないが、全く虚妄の數字であるとは思はれない。果して然りとすれば「濱松宿御役町由來記」に「夫食飼料一ヶ日之入用、駄賃錢と差引候得共、過分之損料相立」とあるが如く、收支相償はず、宿驛(委しくは御役町々)の疲弊故なしとしないであらう。勿論、幕府はこの故に種々なる保護助成維持策を講ぜしも、充分なる効果を奏し得ざりしものであつた。この間の事情を物語る一資料として、次に濱松宿における常備傳馬退轉の事實を一瞥しようと思ふ。

街道往來の増加に伴ひ、屢々、傳馬員數を増し、或は新に助郷を指定せし事實は、即ち幕府の宿驛維持策の一端を示すものであるが、かく増加せられし常備員數も、幾許もなくしてこれを缺くこと多きを加へた。例之、寛文九年(西、一六六九年)濱松宿が道中奉行高木伊勢守に答申せしところに據れば、當時、同宿御傳馬百疋之増減は次の如き有様であつた。

御傳馬百疋の増減

一 九年前子年(註、萬治三年に當る)有馬十五疋

一 丑年有馬七十三疋

一 寅年有馬六十八疋

一 卯年有馬五十九疋

同年暮拜借金を以馬買立申候

同年退轉馬九疋

同年退轉馬五疋

一辰年有馬五十四疋	同年退轉馬十七疋
一巳年有馬三十七疋	同年霜月、駄賃御増被下馬買立申候
一午年有馬七十一疋	同年退轉馬二疋
一未年有馬六十九疋	同年退轉馬十二疋
年々退轉馬四十三疋	殘而五十七疋

宿驛において常備人馬の員數を持揃へず、この爲めにその負擔が助郷側に轉嫁せられ、農民の經濟生活を窘迫せしめしことは嘗てこれを論じた。その際、通説に所謂「人馬七八遣」と稱するものを、天明三年(西、一七八三年)品川宿驛吏の建議に基いて施行せられしとするの誤なるを指摘し、享保年間(西、一七二〇年代)既に人馬を持揃へざることを、屢々なりし次第を述べて置いた。²⁾

然るに今右記録の示すところに據れば、傳馬百疋の制を定められたる寛永十五年を距つること僅かに二十二年に過ぎざる萬治三年(西、一六六〇年)において、既に早く御定百疋の内有馬僅々十五疋といふのである。勿論、萬治三年に至つて卒然として右の如き數に減ぜしものと見るべきではなく、かかる實情は更に溯つて存せしものと解せざるを得ないのである。かくの如しとせば、傳馬百疋を常備せしは果して幾年間であつたか。萬治三年幕府は濱松宿に對して金三百兩を貸與し馬を買立しめてゐる。年毎に常備員數を減少し、僅か十五疋に過ぎざる現狀では、その要用に事缺くこと甚だしかりしに由ることは云ふ迄もない。而して萬治三年において所謂御救金を受けしは、ひとり濱松宿のみでなく、殆んど街道各宿に及ぶのを以て見れば、傳馬退轉して正規員數を缺くこと甚だしきもの、諸宿比々皆然りであつたであらう。由是觀之、徳川時代における驛制

2) 拙稿、助郷と農民の生活(前掲書、一〇六頁)

弛緩の到來は、意外に早かりしことを知らねばならぬ。

因みに前記寅、卯、辰、午、未の五ヶ年(丑、巳兩年分は記載無きも、この兩年退轉馬無しとするは恐らく事實に反するであらう)における退轉馬四十三疋といふ數字は、當時における驛制維持の困難を推察する上に、輕々に看過し難いものといふべきであらうと思ふ。

而して、かかる情勢は先きに述べし歩役方馬五十五疋についても略々同様であつた。以下同年の調査である。

歩役方馬五十五疋増減

一九年以前子年有馬二十五疋	同年幕拜借金を以馬買立申候
一丑年有馬四十疋	同年退轉馬二疋
一寅年有馬三十八疋	同年退轉馬二疋
一卯年有馬三十六疋	同年退轉馬三疋
一辰年有馬三十三疋	同年退轉馬八疋
一巳年有馬二十五疋	同年霜月、駄賃錢御増被下馬買上申候
一午年有馬三十五疋	同年退轉馬三疋
一未年有馬三十二疋	同年退轉馬八疋

原文ママ、

年々退轉馬三十一疋

殘而二十四疋

僅々十年足らずの間において退轉馬、傳馬方歩役方双方を合して七十餘を數へ(勿論この數は有馬と比較して見るを要する)、寛文九年現在有馬、傳馬方百疋の内五十七疋、歩役方五十五疋の内、二十四疋に過ぎないのである。殊に歩役方の如き、この間二回もこれを補充すべく救濟ありしにも拘

東海道濱松宿に關する一考察

らず、有馬は却つて減少してゐる。

濱松宿においては前述の如く、その特殊の事情に基き、御傳馬御定百疋の外なほ五十五疋を有し、馬數比較的豊富なるべきにも拘らず、既にこの頃において兩者を合するも有馬四十疋（萬治三年）或は八十一疋（寛文八年）といふ有様であつたのである。これに對して幕府より相應の保護助成行はれしにも拘らず、この情勢は時代の經過と共に次第にその度を甚しくした。即ち、延寶三年と云へば、前記寛文九年を距る僅に六年の後であるが、この年二月、道中退轉馬吟味として巡見せる幕吏藤井善右衛門、瀬戸彦右衛門に答申せる書付に據れば、馬數合して四十七疋に過ぎず、越えて同八年に至つては「百五十五疋之内、四十八疋有馬、百七疋退轉」と見え、更に享保九年（延寶八年より四十五年の後に當る）においては有馬僅々三十四疋に減少してゐる。傳馬御定百疋と比較して三分の一（強）、當宿備ふべき百五十五疋と比較すれば實に五分の一（強）といふ始末である。凡そ、かくの如きはその以降における常態なりしと見え、享保九年より更に二十九年の後たる寶曆三年にては有馬三十五疋とある。（註）

（註）「民間省要」（享保六年著）の著者田中丘隅はこの間の事情について「古へ定りし事の變じて、成るなきを知る人もある上にも、五十三次の人馬は、百匹百人有寄の物とのみ思ひ候、又代々の控に慣て、可持寄の事とのみ思て居といへば、力足らず城下の大驛か、又は津々湊々、富饒之地ならで、所々田舎宿の分、急度人馬を可相立謂れはなし、情々此理をおもふに、凡そ武家にして何千何百人と云限りなき諸士、又其組々輕卒は、それ急度知行切米給り、代々御影を以て妻子をはぐむだに缺目有て、揃ふ事は稀に有る習に比べて、いかに卑賤の下々、牛馬とひとしくもの云事あらぬとて、かゝる道理も辨へなし、ひたもの攻めにせめらるゝ事こそ悲しけれ、斯る事も筆の序に書付て見れば、予も初て知る

心地こそする、自身勤る宿のものも知らねば、夫れを日々に下知する間屋も知らず、命令する人は猶知らじ」と云ひ、更に又「……人々願に賄時は、宿々の馬中々半分も相立事なき故に、おして馬役を云付る時は、夏より秋迄の間は、草有内は持といへども、冬枯に至りては持續する事不成、いつか人に賣て厩を明け、又は元來乾字金一二兩位にて、目もなく年もなく骨と皮斗りの瘦馬を引込、ひどく遣ふて物を確とくれざるより、夏中に皆叢の枯骨と成多し、何ぞ秋を待事あらん、公所より權威を以て詮議に及ぶ時は、色々の邪智を出し能其時の間を合し、百匹、百人都合するに似て、跡より用に立事なし公所より猶又吟味強く、しばくすることあらば、其所に多く害あらん、畢竟大概百匹百人は揃ふまじき道理」と述べ「……とかく百匹百人可相立食祿を附なして萬事空を以て治むる事を不_レ改ば、從_レ是道中能く相續する事あり」として宿驛の疲弊とその助成保護の必要を痛論してゐる。

今、濱松宿は所謂御城下の大驛、しかも傳馬退轉の事實、上述の如しとせば、彼の所論の何等誇張の言でないことを知るべきである。思ふに、街道諸宿に於ける傳馬退轉の事實は、否定すべからざるものであらう。

凡そ右の如き宿驛常備傳馬退轉の事實は、幕政の比較的初期において、既に驛制の弛緩甚だしかりしことを示し、宿驛の疲弊を物語るものであるが、更に又それは必然的に、宿驛人馬補充の責務を課せられし助郷農民の經濟生活に、重大なる影響を與へたものであつた。當宿助郷についても種々その疲弊困窮の事實を知るべき資料存するも、この間の事情については、嘗ても論究せるところであるから、茲にはこれを割愛して置く。

九、結 言

以上私は近世宿驛の一例としての濱松宿について若干を論述した。もとより論じて盡さざるところ多く、徒に隔靴搔痒の感が深いが、今これを要約して次の如くいふことが出来るであらう。即ち、聚落としての濱松の地は古い。が、慶長六年徳川家康が傳馬の制を定むるに際し、街道

宿驛の一に列するや、この地の空氣はおのづから一新せられた。而して所謂人馬繼立の御用なるものは、官の補助を享け直接中央政府の管理に屬するものであつて、實に宿場町の特性をなすものである。然しこの責務は宿全體の負ふ一般的のものに非らずして、その一部のものが特別なる緣故によつて終止これを負擔した。この責務ははじめ、街道交通量の未だ多からざりし時代においては、地子免除その他の報償の故に、寧ろ恩惠的な特權と觀ぜられ、或るものの如きは特に進んでこれを願出でてゐる。然し乍ら、世の泰平と共に漸くにして増加し、次第に激増を來せる交通需要は、皮肉にもこの事情を一變せしめて、最初特權視せられたるものを化して、大なる犠牲的負擔たらしめた。勿論、當時驛傳の事の重要な故に、當局は種々これが保護助成維持策に腐心せしも充分ならず、驛制弛緩の事實は頗る早く到來した。極度なる常備傳馬退轉の事實が、既に萬治年間以前において歴然たるが如き、その有力なる一證であるが、同一の事實は永く後世に互つて繰り返されてゐる。次第に増加する交通需要に直面し、逃避すべからざる犠牲的負擔の故に、直接人馬繼立の責務を有せし人々の疲弊せしは怪しむに足らない。而して、この影響は、宿人馬補充の責務を課せられし附近鄉村に、必然的に、波及せざるを得なかつた。かの助郷農民の蒙りし過酷なる人馬課徴は、即ちこれを物語るものである。

(附記)、五十三次は五十三色とは「民間省要」中の語である。街道諸宿、もとより夫々の特徴はあらうが、本稿において述べし諸點についても、相通せるものも亦尠くはあるまい。然し所謂「御城下の大驛」と「田舎宿」とにおいては、宿勢一般はもとより、人馬繼立の組織の如きも亦自ら異同がある。これに關しては稿を別にして他日詳論する機會を持ち度いと思ふ。

(正誤)、前號一〇四頁、最後の行「元和九戌年」とあるは「元和九亥年」の誤